



昨年は、一昨年の【改正建築基準法】の大混乱から多少の立ち直りを見せた年ではありましたが、9月に入り、またまた一年も経たずしての福田総理の投げ出しサプライズ辞任劇。同月15日にはリーマン・ショックに世界が驚愕、10月には世界同時株安と恐慌状態に突入し、世界的な金融収縮、信用収縮の時代に入ったわけです。

今年はいよいよ米国初のアフリカ系となるオバマ大統領が誕生し、新体制の下、中東戦争解決に向けた対応、経済建て直しに着手する年になります。

一方、日本は、今年の年初は少し政局が荒れそうですが、新総理の下、本格的な経済対策に踏み切ることになり、内需拡大対策、金融緩和、種々の特別減税等の手が次々と打たれていく年になるものと思います。

昨年11月に【改正建築士法】が施行され、本年10月からはいよいよ【瑕疵担保履行法】が施行されることになり、200年住宅を含め、生活者から見た住宅建設への安心感、信頼感が強化・確立される年となります。昨年一年の新設住宅着工数は、ほぼ予想通りの110万戸強で終始するでしょうし、本年は少し厳しい上半期を織り込みますと100万戸強の着工数になるかと想定しています。

異常な高値を更新し続けていた、原油価格も一気に3分の1になり、資源至上主義の時代は短期で終了、ドル、ユーロ安基調の下、円高、フレート安を背景に欧州・北米のみならずロシアを含めた世界中の木材・合板製品がリーズナブルな価格になりつつあります。

2009

新年明けましておめでとうございます。



今年の私の好きな言葉
明日地球が減びようとも、私はいつも通り種を蒔く……マルティン・ルター
明日地球がバラバラに砕け散るとしても、私は林檎の木を植え続ける……キング牧師

ジャパン建材株式会社
代表取締役社長 野島 新人

一方で国産材の利用率の高まりもここ2年間で定着しつつあり、今後は輸入材との適正量の棲み分けができる基盤が出来たと思います。後は環境に配慮しつつ国産材の蓄積量を増やしていくため官民で体制づくりしていくことが重要な課題でしょう。土地が買い易くなり、原材料価格も落ち着き、

一次取得者も含め質の高い家がリーズナブルに建てられる時代に入ったと考えれば、今年前半は当業界の需給調整と金融安定に多少の時間と混乱は起こるでしょうが、昨年末に決定された住宅への大幅減税が実行に移され、早ければ第2四半期以降、その景気対策の効果が出て、当業界はなだらかな回復基調に向かって行くでしょう。

干支で言いますと、今年は十二支の二番目「丑年」であります。漢書によりますと、丑は芽が種子の中に生じて、まだ伸びることができない状態を表現している意味だそうです。今年はなかなか先が見通せず、我慢我慢の年になるかも知れませんが、粘り強く、コツコツと丹念に生産性の向上に努力していくことで、道が開けていく年になろうかと思っています。

また今年は、ジャパン建材のロゴである「ブルズ」即ち「牡牛」の年でもあります。ギリシャ神話の牡牛は、悪を退治する動物とされています。不況を退治し、おおいに元気を出し難局を撥ね返し、お客様と一緒に、粘り強く前進して参りますので、御協力・御支援の程、宜しくお願い申し上げます。

本年の当社の標語を“挑戦”と致しました。

社員一同、新たな気持ちでお客様のお役に立つ提案営業に徹して参りますので、何卒本年一年より一層の御指導・御支援賜りますようお願い申し上げます。

本年一年の皆様の御会社様の益々のご隆盛と皆様の御多幸、御健勝を祈念致しまして念頭の辞とさせていただきます。

平成20年度第4四半期 [1月～3月] 見通し

工務店様での需要予測

昨年は官製不況とも言われた一昨年の改正建築基準法の影響による大幅着工減から第2四半期以降に回復の兆しを見せたが、今もまだ本来の水準には戻ってはいない。

第3四半期以降の景況も政治・雇用・金融・為替・所得など不安要素が多く、着工戸数回復もアメリカ発のサブプライム問題・リーマンショック・世界同時株安や円高等で世界経済が大きく後退し、日本の企業業績も一段と厳しくなった。また住宅取得を考えているユーザーのマインドも一時停止状態となり市況低迷が続いた。

さて今回の第4四半期見通しであるが工務店での需要予測は、マイナス65.7ポイント、過去ワーストであった前年同期比のマイナス59.6ポイントから更に6.1ポイントも下がりワーストを更新する過去（平成4年から調査）最低の結果となった。市況が良かった平成19年1月～3月調査時はマイナス12.5ポイントであった。それと比較すれば53.2ポイントの異常な落ち込みである。地域別に見ても前回調査と比較すると、全国的に減少ポイントが目立ち、需要の低さがわかる。

販売店での需要予測も同様にマイナス59.1ポイントで過去最低の結果となった。

土地も下がり住宅資材価格も安定し国の内需拡大策や住宅取得者への大幅減税効果も先行き出て、時間はかかるが緩やかに回復の方向へ向かうと思われる。しかし第4四半期は過去にない一番厳しい需要予測調査結果となっており、相当の覚悟と戦略・戦術が必要と考える。新年度に入っても前半は停滞前線が長くくと予測される。第4四半期対策と平行して慎重な対応を考えていくべきであろう

主要メーカー様による販売予測

4分類別では全てのメーカーが減少回答70%以上という結果から工務店需要予測と同様厳しい結果となった。

合板：増加回答8.7% 前年並回答13.0% 減少回答78.3%
木質建材：増加回答8.0% 前年並回答20.4% 減少回答71.6%
窯業・断熱：増加回答4.2% 前年並回答21.6% 減少回答74.2%
住設機器：増加回答2.5% 前年並回答26.2% 減少回答71.3%

リフォームの現状

リフォームの平均件数や1件あたりの売上平均は前回調査と殆んど変わっていない。

第4四半期のリフォーム事業については前回調査よりも減少率増え、リフォームも一服状態になるかもしれない。

●調査の目的

この調査は、ジャパン建材㈱のお取引先における販売動向及び、景況判断を把握し、今後の適切な販売指針に資することを目的として実施しました。

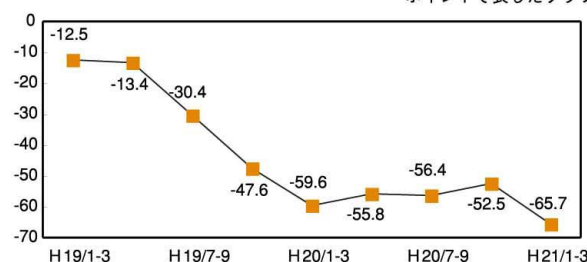
※通商株式会社、株式会社ミトモク、物林株式会社にも調査依頼をしております

●調査の時期・方法

この調査は平成20年11月下旬から12月上旬までを調査時点として、お取引先2999社に面接調査を行い回収したものを一括集計したものです。（前回調査は3066社・97.8%）

●工務店様での景気動向の推移

過去2年間の仕事量の見通しをポイントで表したグラフ。



●工務店様での需要予測

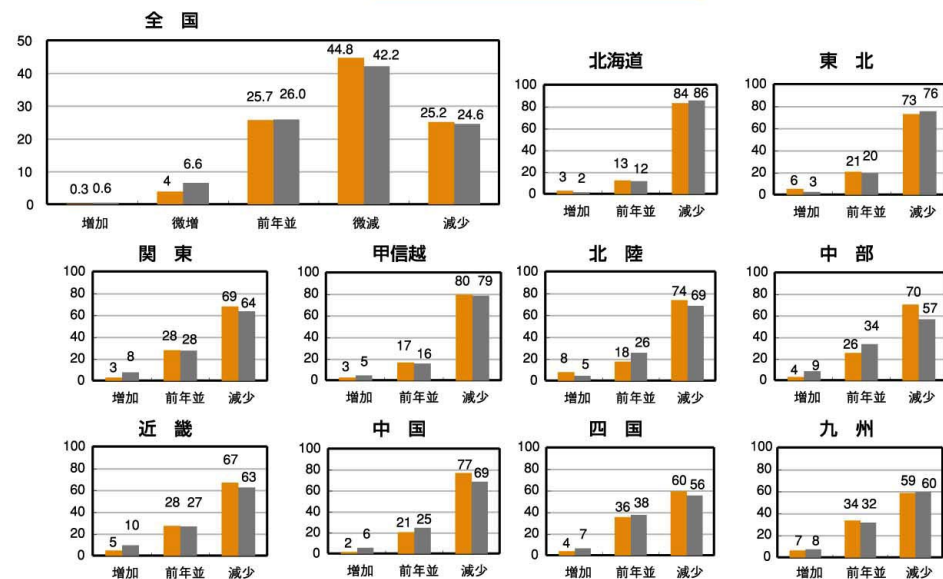
「増加」「微増」「前年並」「微減」「減少」の中から選び頂き、総回答数よりそれぞれの割合を算出致しました。単位は、「%」となります。

平成20年度第4四半期
平成19年度第4四半期

有効回答数

全 国 2,966

北海道	177	中部	214
東北	303	近畿	355
関東	1,037	中国	188
甲信越	194	四国	72
北陸	62	九州	364



工事の請負には[建設業の許可]が必要！ 一刻も早く許可を受けよう。

適切な施工能力をもたない不良・不適格業者の存在や、いわゆる工事の丸投げ（一括下請負）、技術者の不専任などの問題が続出。社会問題化する建設業界のあり方や、建設業の経営・体質改善を強く求める【改正建設業法】が平成20年4月に施行された。住宅業界もその例外ではなく、今、“建設業法令遵守”が求められている。

建設工事の請負には [建設業の許可] が必要

■建設工事の請負は許可制

建設工事を請け負うには、発注者から直接工事を請け負う元請人も、下請負人の場合も、さらに下請負人から施工を請け負う二次下請・三次下請業者も、個人（一人親方）であれ、法人であれ、[建設業の許可] が必要。

■許可を必要とする建設業の28業種

【建設業法】では、建設工事の種類によって28の建設業種に分類。工事を請け負うには必要な業種ごとに[建設業の許可]を受けなければならない。

●28種類の建設業

<一式工事業種>

建築工事業／土木工事業

<専門工事業種>

大工工事業／左官工事業／とび・土工工事業／石工事業／屋根工事業／電気工事業／管工事業／タイル・れんが・ブロック工事業／鋼構造物工事業／鉄筋工事業／ほ装工事業／しゅんせつ工事業／板金工事業／ガラス工事業／塗装工事業／防水工事業／内装仕上工事業／機械器具設置工事業／熱絶縁工事業／電気通信工事業／造園工事業／さく井工事業／建具工事業／水道施設工事業／消防施設工事業／清掃施設工事業

建築工事一式の「建築工事業」許可を受けている場合は、1棟の住宅建築工事の請負ができる。

ただし、専門工事業種の建設工事内容を単独で請け負うと（軽微な工事を除く）、“建設業法違反”。

■[建設業の許可] が必要ないのは

軽微な工事だけ

●軽微な工事とは

<建築一式工事の場合>

請負代金の額が税込み1,500万円未満、または延べ面積150平方メートル未満の木造住宅工事

<建築一式工事以外の工事の場合>

1件の請負代金の額が税込み500万円未満のもの

■[国土交通大臣許可] と「知事許可」

●[国土交通大臣許可]

2箇所以上の都道府県に営業所を置く場合に必要な許可のこと

営業所：常時、見積・契約締結・金銭受領・支払いなど、建設工事の請負契約について重要な業務を行う事務所

●「知事許可」

1都道府県内に営業所を置くとときに必要な許可

■「特定建設業」と「一般建設業」

●「特定建設業」の許可

建設工事の発注者（最初の注文者）から元請負人として直接請け負う建設工事1件当たりの下請契約合計額が税込みで3,000万円を超える工事に必要

※建築一式工事の場合は4,500万円を超えるもの

「一般建設業」の許可より資格要件は厳しい

●「一般建設業」の許可

建設工事の発注者（最初の注文者）から元請負人として直接請け負う建設工事1件当たりの下請契約合計額が税込みで3,000万円未満のものだけ下請けに発注できる

※建築一式工事の場合は4,500万円未満のもの

工事の丸投げ（一括下請負）は“禁止”

■公共工事は全面禁止

民間工事は発注者の承諾があれば合法

●工事の丸投げ（一括下請負）とは

工事を請け負った建設業者が、実質的に施工に関与しないで、下請けにその工事の全部または独立した一部を請け負わせること

【建設業法】ではこれを原則として“禁止”



違反した建設業者は、行為の様態・状況を勘案し、監督処分（営業停止）される

●工事の丸投げを禁止する理由

- ・発注者が建設業者に寄せる信頼を裏切る
- ・施工責任があいまいになり、手抜き工事・労働条件悪化につながる
- ・中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を防ぐ

[主任技術者]を現場ごとに置く

■「一般建設業」の許可を受けている

建設業者は必ず[主任技術者]を置くこと

●元請下請・金額の大小に関係なく必要

施工計画の作成・工程管理など、その工事現場で施工技術上の管理を行う[主任技術者]を置く

●[主任技術者]になれるのは

その工事業種で「一般建設業」の営業所の専任技術者になる資格のある人

■「特定建設業」の許可を受けている建設業者は必ず[監理技術者]を置くこと

●[監理技術者]の役割は

[主任技術者]の業務に加えて下請人の指導・監督

●[監理技術者]になれるのは

その工事業種の特定建設業の営業所の専任技術者になる資格がある人

『JKお客様センター』

フリーダイヤル 0120 (563) 568
受付時間：平日 8:30～17:20

土曜日・日曜日・祝日・
年末年始・夏季休暇は、
受付を休ませていただき
ます。